

独立行政法人国立女性教育会館の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が保有する個人情報（特定個人情報を含む。）及び個人番号（以下、「保有個人情報等」という。）の適切な管理のために、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日行政管理局長通知）を遵守し、必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、会館の役員又は職員（有期雇用職員、臨時に勤務する派遣職員及びその他会館の業務に従事する者を含む。）をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この規程において「保有個人情報」とは、職員等が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員等が組織的に利用するものとして、会館が保有しているものをいう。ただし、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。

4 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この規程において「個人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により指定される番号をいう。

6 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

7 この規程において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

8 この規程において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

9 この規程において「個人番号関係事務」とは、会館が番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

10 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 会館において個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

一 役員、会館職員就業規則第2条に定める常勤職員、「会館特別有期雇用職員及び専門有期雇用職員就業規則」第2条に定める特別・専門有期雇用職員、会館一般有期雇用職員就業規則第2条に定める一般有期雇用職員及び会館パートタイム職員就業規則第2条に定めるパートタイム職員にかかる個人番号関係事務

イ 給与所得・退職所得の源泉徴収事務

ロ 共済組合関係事務（文部科学省共済組合において、別に定めるところによる。）

ハ 健康保険・厚生年金保険届出・申請事務

- ニ 雇用保険届出・申請事務
- ホ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄届出・申請事務
- ヘ 住民税の特別徴収申請事務
- ト 国民年金の第3号被保険者の届出事務
- 二 第一号以外の個人に係る個人番号関係事務
- イ 報酬・料金等の支払調書作成事務

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第4条 会館に、総括保護管理者を一人置くこととし、理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、会館における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第5条 各課室に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室の長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、各課室における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。
- 3 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。
- 4 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。
 - 一 事務取扱担当者が番号法やこの規程等に違反している事実又は兆候を認識した場合の保護管理者への報告連絡体制
 - 二 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を認識した場合の職員から保護管理者への報告連絡体制
 - 三 保有個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
 - 四 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を認識した場合の対応体制

(保護担当者)

第6条 各課室に、当該課室の保護管理者が指定する保護担当者を一人置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第7条 会館に、監査責任者を一人置くこととし、監査室主査をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(特定個人情報等事務取扱担当者)

第8条 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う課室に、特定個人情報等を取り扱う職員として特定個人情報等事務取扱担当者（この規程において「事務取扱担当者」という。）を置くこととし、事務取扱担当者及びその役割は、保護管理者が指定する。

- 2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員等を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催する。

第3章 教育研修

(教育研修)

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者、保護担当者及び事務取扱担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 保護管理者は、当該課室の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員等の責務

(職員等の責務)

第11条 職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(個人情報等の保有の制限等)

第12条 個人情報等を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第13条 職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護に緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(保有個人情報等の利用の制限)

第14条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときで、かつ、当該特定個人情報等を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報等を自ら利用することができる。
- 3 前項の規定は、特定個人情報等の利用を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第15条 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第16条 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(アクセス制限)

第17条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第18条 職員等が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い行う。

一 保有個人情報等の複製

二 保有個人情報等の送信

三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第19条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第20条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第21条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(内部監査における報告書の提出)

第21条の2 保護管理者は、独立行政法人国立女性教育会館内部監査規程第4条の規定に基づき、保有個人情報等の消去等を対象とした内部監査が実施されたときは、別紙様式により理事長に報告しなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第22条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの利用及び保管等の取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(取扱区域の制限)

第23条 保護管理者は、個人番号関係事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 総括保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下本章（第32条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 総括保護管理者は、前条の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第25条 総括保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

- 2 総括保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第26条 総括保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のために、必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第27条 総括保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第28条 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる情報漏えい等の防止)

第29条 総括保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第30条 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報等を速やかに消去する。

- 2 保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第31条 総括保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

- 2 職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(入力情報の照合等)

第32条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行

う。

(バックアップ)

第33条 総括保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第34条 総括保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書及び構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製及び廃棄等について必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第35条 総括保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第36条 総括保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第37条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第38条 総括保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第39条 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 総括保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 総括保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第40条 総括保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

2 総括保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第41条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第42条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- 一 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第3項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報等の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報等の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
 - 3 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に本条第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は会館自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣職員によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記する。
 - 5 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第43条 職員等は、保有個人情報等の情報漏えい等安全確保の上で問題となる事案の発生又は兆候を認識した場合及び事務取扱担当者が規程等に違反している事実又は兆候を認識した場合は、直ちにその旨を当該保有個人情報等を管理する保護管理者を経て、総括保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）

ものとする。

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 総括保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。
- 7 特定個人情報等の情報漏えい等及び番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。
- 8 次の各号に掲げる特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。
 - 一 情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部に情報漏えい等があった場合（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。）。
 - 二 事案における特定個人情報等の本人の数が101人以上である場合。
 - 三 不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合。
 - 四 職員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合。
 - 五 その他重大事案と判断される場合。

（公表等）

- 第44条 理事長は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省（行政管理局）に情報提供を行う。
- 2 特定個人情報等の情報漏えい等及び番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事案の内容等に応じて、二次被害の防止及び類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。
 - 3 特定個人情報等の情報漏えい等及び番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事案の内容等に応じて、二次被害の防止及び類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

第10章 監査及び点検の実施

（監査）

- 第45条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第9章に規定する措置の状況を含む会館における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を理事長及び総括保護管理者に報告する。

（点検）

- 第46条 保護管理者は、各課室等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

（評価及び見直し）

- 第47条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第11章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第48条 会館は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）の「4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、保有個人情報等の適切な管理を行う。

第12章 雑則

(個人情報窓口)

第49条 保有個人情報等についての外部からの窓口は、総務課人事・企画係とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月18日から施行する。

(別紙)

平成 年 月 日

理 事 長 殿

平成〇〇年度における個人情報に関する報告書

独立行政法人国立女性教育会館の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（以下「規程」という。）及び規程第21条に規定する個人情報の消去の指針に則り、パスワードの設定、個人情報の消去等定められた手続きを確実に実施したことを報告します。

なお、報告の内容と異なる事実が発覚した場合には、就業規則の定めるところにより懲戒処分の対象になりうることを認識しています。

〇〇〇課長（室長）

印